

申請に対する処分の審査基準

担当部署:環境経済部観光振興課(指定管理者) No.004

処 分 名	道の駅「庄和」の使用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、道の駅「庄和」の使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠法令等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年条例第 17 号）第 15 条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則（平成 21 年規則第 31 号）第 8 条、第 9 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年条例第 33 号） 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成 19 年規則第 52 号）
審 査 基 準	◎道の駅「庄和」の使用料の減免は、次の (1)~(3)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 (3) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照
標準処理期間	5 日（申請を受けてから承認するまでの決裁期間）
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 3 月 22 日）
申請時期	随時
申請方法	道の駅「庄和」窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■春日部市道の駅「庄和」条例

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則

第 8 条 条例第 15 条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除

(2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

第 9 条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、使用しようとする日の 7 日前までに、春日部市道の駅「庄和」使用料減額・免除申請書（様式第 5 号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市道の駅「庄和」使用料減額・免除決定通知書（様式第 6 号）により減額又は免除を承認又は不承認するものとする。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

（使用料等の減免）

第 3 条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

（減免する使用料等）

第 3 条 条例第 3 条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第 3 条関係）

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する場合	障害者団体が使用する場合
春日部市道の駅「庄和」の使用料等（研修室の使用料等に 限る。）	免除	減額